

青森地域広域事務組合公告第 7 号

条件付き一般競争入札実施公告(郵便入札案件)

下記の工事については、条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和 8年 5月 11日

青森地域広域事務組合
管理者青森市長 西 秀記

記

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|---------------|--------------------|--|
| (1) 入札番号 | 第 1 号 | |
| (2) 工事名 | 中央消防署外ヶ浜分署建設工事 | |
| (3) 施工場所 | } 【別記】1のとおり | |
| (4) 工期 | | |
| (5) 工種 | | |
| (6) 概要 | | |
| (7) 予定価格(税込) | | |
| (8) 入札方法 | | |
| (9) 落札を制限する制度 | | |

2 入札参加資格

条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本工事に対応する工種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森地域広域事務組合財務規則(平成27年青森地域広域事務組合規則第14号。以下「財務規則」という。)第87条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森地域広域事務組合競争入札参加資格等に関する規則(平成27年青森地域広域事務組合規則第13号。以下「参加資格規則」という。)第2条の規定により建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。

- (5) 参加資格規則第2条に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森地域広域事務組合競争入札参加資格業者指名停止要領(平成27年4月1日実施)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされ、更正手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他【別記】2に示す資格に該当する者であること。

3 契約条項を示す約款

契約条項は、青森地域広域事務組合工事請負契約標準約款(以下、「工事請負標準約款」という。)のとおりとし、消防合同庁舎受付前及び青森地域広域事務組合ホームページにおいて閲覧することができる。

4 設計図書の貸与

- (1) 入札参加希望者は、設計図書貸与期限までに設計図書の貸与を求めるものとし、貸与を希望する日の前日(前日が青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例(平成3年条例第9号)第1条で準用する青森市の休日に関する条例第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その前日)の午後5時までに予約しなければならない。この場合、青森地域広域事務組合条件付き一般競争入札実施要領(平成27年4月1日実施。以下「入札実施要領」という。)第8条第3項に規定する設計図書受領予約兼受領書を、ファクシミリにより貸与場所へ申し込むことにより予約するものとする。
- (2) 対象工事に係る設計図書は、次のとおり貸与するものとする。
 - ア 貸与期限 令和8年5月27日(水)
 - イ 貸与場所 【別記】10に示す契約担当課
 - ウ 貸与対象者 【別記】2に示す入札参加資格(参加形態及びその他を除く。)を満たす者。
 - エ 設計図書返却開始日 令和8年5月28日(木)
- (3) 設計図書の受領については、貸与の予約の翌日(翌日が休日に当たるときは、その翌日)から設計図書貸与期限までに貸与場所で、設計図書受領予約兼受領書の原本と引き換えにより行うものとし、貸与は無料とする。なお、受領は月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに行うものとする。

(4) 貸与を受けた設計図書は、つぎにより速やかに返却しなければならない。

ア 返却期間 対象工事ごとに定める返却開始日から7日以内とする。

イ 返却場所 対象工事ごとに定める設計図書の貸与場所とする。

5 質疑応答

入札に参加しようとする者のうち、本工事に係る設計図書に関して質疑がある者の質疑書の提出方法並びに回答方法は【別記】3のとおりとする。

6 入札保証金

【別記】4のとおり。

7 入札執行の日時及び場所等

【別記】5のとおり。

8 入札の方法

条件付き一般競争入札の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札書に、入札金額、氏名又は名称、その他必要事項を記入し、【別記】5に示す書類を添付し提出するものとする。

(2) 入札書には、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載するものとする。

(3) 入札書等の提出は、郵送の方法が一般書留又は簡易書留のいずれかによることのほか、青森地域広域事務組合郵便入札実施要領(平成27年4月1日実施。以下「郵便入札要領」という。)第3条第1項から第3項の規定により行うこととし、入札書等郵送開始日、到着期限及び 郵送先は【別記】5のとおりとする。

(4) 郵送した入札書の差替え又は撤回は、認めないものとする。

(5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、入札実施要領第11条第2項の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。

9 入札の辞退

当該入札を辞退しようとする者は、当該入札の開札予定日時までに、郵便入札要領第3条第5項に規定する入札辞退届を消防本部庶務課へ直接持参しなければならない。

10 入札の立会い

(1) 対象工事ごとの入札参加資格者の中から2人を入札立会人として立ち合わせ、開札を行うものとする。

- (2) 入札立会人は、対象工事ごとの入札参加資格者に申請書等の受付順に通し番号を付し、1番目と2番目に該当する者(法人にあっては代表者、JVにあっては、JVの代表者)を選任するものとする。
- (3) 前号により選任された入札立会人には、郵便入札要領第4条第3項に規定する入札立会依頼書により立会いを依頼するものとする。
- (4) 前号により依頼された入札立会人が、当該入札に立ち会うことができない場合は、郵便入札要領第4条第4項に規定する入札立会人委任状により、代理人を立ち合わせるものとする。
- (5) 入札立会人は、入札執行前に郵便入札要領第4条第5項に規定する入札立会人名簿に署名押印するものとする。
- (6) 予定された入札立会人が当該入札に立ち会わないときには、当該入札事務に関係のない青森地域広域事務組合の職員(以下「職員」という。)を立ち合わせるものとする。

11 入札の無効

財務規則第102条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 申請書等を提出していない者が行った入札
- (3) 8に定める入札の方法以外の方法による入札
- (4) 定められた入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (5) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (6) 郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (7) 郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- (8) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (9) 工事費内訳書の提出がない入札及び郵送された入札書に記載された入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札
- (10) 工事費内訳書に指定された事項が記載されていない入札
- (11) 工事費内訳書に記載された事項に誤りがある入札

12 同価格入札の取扱い

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人にくじを引かせて、順位及び落札候補者を決定する。この場合において、立会人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の制限をもって入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。
- (2) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期間内に提出しないとき、または資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (3) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札をした者を落札候補者とし、同様の審査を行い落札者の決定をする。

15 入札参加資格の審査

14の資格審査における提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】6のとおりとする。

16 契約保証金

【別記】7のとおり。

17 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から5日(期限の日が休日に当たるときは、その翌日)以内に契約を締結するものとする。ただし、予定価格1億5,000万円以上の建設工事については、落札決定の翌日から5日(期限の日が休日に当たるときは、その翌日)以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結するものとする。
- (2) 落札決定後、当該工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

18 前金払等

【別記】8のとおり。

19 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、関係法令及び入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 本工事に係る特記事項及び入札に用いる様式等は【別記】9のとおりとする。

20 担当課

【別記】10のとおり。